平成２４年（フ）第６７号
北海道帯広市西20条南２丁目42番４号
債務者　岩脇　義則
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
北海道河西郡芽室町西１条２丁目５番地３有楽ビル303号室、住民票上の住所北海道河西郡芽室町西１条２丁目５番地３
債務者　掛川　洋子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１７６８号
大阪府摂津市鳥飼本町４丁目９番12号
債務者　橋本惠美子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２９号
大阪市中央区釣鐘町１丁目５番７―1002号
債務者　道下　将章
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６号
岡山県真庭市栗原735番地３　ビセンス101
債務者　藤本　佳美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月25日午後２時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３６３号
東京都町田市野津田町1931番地13
債務者　服部　利充
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
熊本県水俣市桜ケ丘６番20号　外平団地20―3
債務者　秋元　健治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２２８７号
東京都江戸川区大杉２丁目７―10
債務者　緒方　典子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４１６号
東京都品川区西品川２丁目２―22
債務者　松本　英樹
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６８７号
東京都江東区東砂６丁目７―９―201
債務者　松波　　藍
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７９９号
東京都練馬区中村２丁目31―12―102
債務者　児島　遥子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１号
静岡県浜松市西区雄踏町山崎2426番地
債務者　村石　千歳
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
愛知県岡崎市欠町字清水田３番地16　イーストピア101
債務者　野口　大介
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
横浜市都筑区川和台21番７号　クレセントヒルズⅡ―101
債務者　椎名　浩司
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０３号
横浜市都筑区川和台21番７号　クレセントヒルズⅡ―101
債務者　椎名　巳夏
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部